

配食サービス

栄養バランスの摂れた食事を提供するとともに安否確認を行います。

- 対象となる方** 市内に住所を有する65歳以上で、次のいずれかに該当し、かつ日常的に食事の用意が困難な方
 - ①ひとり暮らし ②高齢者のみ世帯
 - ③日中独居（世帯員の就労等で、おおむね8時間以上ひとり暮らし状態等にある方）
- サービス内容** 昼食か夕食のいずれかを1日1回自宅へ配食し、利用者の安否を確認します。
利用回数：1週間に最大5回まで（利用者の状況等により回数を決定）
- 費用** 1食350円

高齢者居室等整備資金融資制度

高齢者の専用居室等を増築、または改築するために必要な資金を融資する制度です。

- 対象となる方** 市内に引き続き2年以上住所を有する方で、満60歳以上の親族と同居している方、または同居しようとする方
- 対象経費** 高齢者の居室、浴室、便所等の増築または改築工事
- サービス内容** 融資限度額：最高200万円
利子：無利子（市で負担）
償還期限：10年以内
償還方法：元金均等月賦償還
保証人：市内に2年以上住所を有する方等、要件を満たした2人以上の保証人が必要です。
- 必要書類** 高齢者居室等整備計画書、工事見積書、土地および家屋の登記事項証明書（自己の所有でないときは、所有者の承諾書）、戸籍謄本および住民票の写し、市税納税証明書、連帯保証人の住民票の写し等

生きがい活動通所支援サービス

通所によって、その希望および身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動などのきめ細やかなサービスを提供します。

- 対象となる方** 市内に住所を有する60歳以上のひとり暮らし等で、家に閉じこもりがちな方
- サービス内容** 日常動作訓練、趣味活動等で1日を過ごします。（送迎有り）
- 費用** 無料（昼食代は自己負担）
- 場所** 老人福祉センターすえひろ荘（八條665 ☎936-9181）

日常生活用具給付等サービス

寝具クリーニングサービス

高齢者世帯等 住み替え住宅家賃助成制度

- | | | |
|--|---|---|
| □ 対象 市内に住所を有する概ね65歳以上の単身高齢者等 | □ 対象 市内に住所を有する65歳以上のねたきり状態の高齢者等 | □ 対象 市内に2年以上住所を有する65歳以上の高齢世帯で、住宅の取り壊し等により民間住宅へ転居する生計中心者が非課税世帯 |
| □ 対象品目 火災警報機、電磁調理器等の給付、老人電話の貸与 | □ 内容 丸洗い殺菌（7月・1月実施）、乾燥殺菌（4月・10月実施） | □ 内容 転居前後の家賃の差額で30,000円を限度として助成（転居後の家賃が60,000円を超えた部分は対象となりません） |
| □ 費用 所得税課税状況により0円～全額負担の7階層に分かれています。 | □ 費用 無料 | |

在宅福祉生活支援サービスは、在宅者へのサービスです。利用者が病院や介護保険施設などに入院・入所された場合は、必ず高齢いきがい課にご連絡ください。

申し込み・問い合わせ

高齢いきがい課（☎④447）のほか、次の在宅介護支援センターでも申し込みができます。

☆在宅介護支援センター

- ・やしお苑（南川崎210-1 ☎998-8883）
- ・埼玉回生病院（大原455 ☎994-4111）
- ・やしお寿苑（八條294-4 ☎930-5200）
- ・ケアセンター八潮（緑町一丁目23-8 ☎994-5562）

※在宅介護支援センターでは、介護に関する各種相談や助言を、24時間体制で対応していますのでご利用ください。